

秋田県B地区のタクシー運賃改定

～申請率7割に到達し「改定要否の判断」を行います。～

東北運輸局では、令和4年11月29日に秋田県B地区のタクシー事業者から最初の運賃改定申請が提出され、その後、同地域における法人タクシー事業者から保有する車両の7割以上の運賃改定申請がありましたので、運賃改定要否の判断を行います。

1. 運賃改定申請受付期間

令和4年11月29日 ～ 令和5年2月28日

2. 運賃改定申請状況（令和5年2月28日時点）

(1) 申請事業者数

48社（秋田県B地区 法人事業者数 59社）

(2) 申請事業者車両数

470両（秋田県B地区 法人車両数 605両）

(3) 申請率

77.69%（秋田県B地区）

3. 運賃改定申請の内容

(申請)	普通車	初乗り	1. 134km～1.5km
			670円～800円
		加算	131m～280mごと 100円～150円

※現行の車種区分「小型車」「中型車」を統合して「普通車」区分とする。

(現行)	小型車	初乗り	1. 473kmまで	670円～710円
		加算	286m～303mごと	100円
	中型車	初乗り	1. 473kmまで	680円～720円
		加算	229m～242mごと	100円

4. 運賃適用地域

秋田県B地区：秋田県A地区（秋田市）を除く秋田県全域

問い合わせ先 東北運輸局自動車交通部 旅客第二課
担当者：庄司、本間
電話：022-791-7530